

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	平成22年国勢調査における外国人登録情報の目的外利用について
----	--------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第11条第2項第5号（目的外利用）

（担当部課：地域文化部 地域調整課 統計係）

## 事業の概要

事業名	国勢調査の実施
担当課	地域文化部地域調整課
目的	人口および世帯の実態を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得る。
対象者	10月1日現在、区に常住する者
事業内容	<p>国勢調査は大規模な調査（推定調査対象20万世帯、32万人）であり、その結果は今後の行政を行う上で重要な資料となることから、精度の高い統計の提供が期待されている。また、同時に調査結果の迅速な公表・提供も求められている。</p> <p>このため、国勢調査令第12条第3項に定める市町村の審査事務を、住民基本台帳及び外国人登録原票の記載事項（国勢調査の調査事項に係る項目に係る部分に限る。）を活用して行う旨、国から通知を受けている。</p> <p>上記により、外国人登録原票の記載事項のうち国勢調査の調査事項に係る項目に係る部分を目的外利用するものとする。</p>

件名 平成22年国勢調査における外国人登録情報の目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	地域文化部戸籍住民課	利用課	地域文化部地域調整課
登録業務の名称	外国人登録	登録業務の名称	平成22年国勢調査の実施
登録業務の目的	新宿区内に居住する外国人の登録	登録業務の目的	平成22年10月1日現在区内に居住する者の実態調査
登録業務に係る個人情報の記録媒体	文書、帳票及び電磁的媒体	登録業務に係る個人情報の記録媒体	紙帳票
目的外利用を行う理由	平成22年国勢調査の区職員の審査事務を円滑するため。		
目的外利用を行う情報項目	氏名・生年月日・性別・住所・国籍・世帯主名・続柄		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	紙帳票		
目的外利用の時期・期間	平成22年11月2日以降継続(5年毎に実施する国勢調査時)		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況	*****		